
財政の概況

平成11～20年度決算の状況(推移)

平成21年9月

小樽市財政部

目 次

1. 決算規模	_____	1
2. 決算収支	_____	2
3. 基金等		
(1) 財政調整基金・減債基金	_____	3
(2) 特定目的資金基金	_____	3
(3) 他会計などからの借入	_____	3
4. 歳入		
(1) 歳入の内訳	_____	4
(2) 一般財源	_____	4
(3) 市税	_____	5
(4) 地方交付税	_____	6
5. 歳出		
(1) 目的別決算状況	_____	7
(2) 性質別決算状況	_____	8
(3) 人件費	_____	9
(4) 扶助費	_____	10
(5) 公債費（元利償還額）	_____	11
(6) 貸付金	_____	13
(7) 繰出金	_____	14
(8) 普通建設事業費	_____	15
6. 主な財政指標		
(1) 健全化判断比率及び資金不足比率	_____	16
(2) 財政力指数	_____	17
(3) 経常収支比率	_____	18

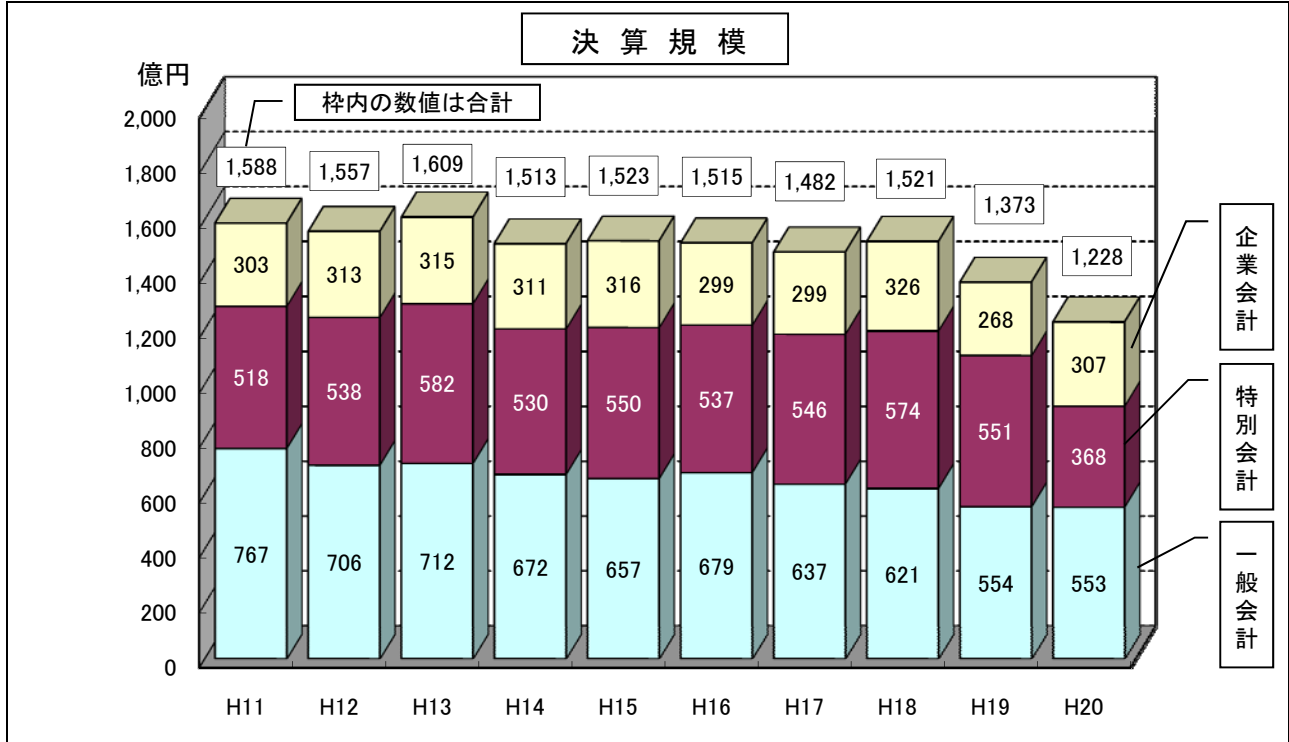
※四捨五入による端数調整の関係で数値が一致しない場合があります。

※20年度の数値は、現在市議会で決算認定の審議を受けているものです。

1. 決算規模

20年度の決算規模（歳出）は、前年度と比較すると、一般会計は1億円の減、特別会計は183億円の減、企業会計は39億円の増となり、全会計で145億円の減となりました。

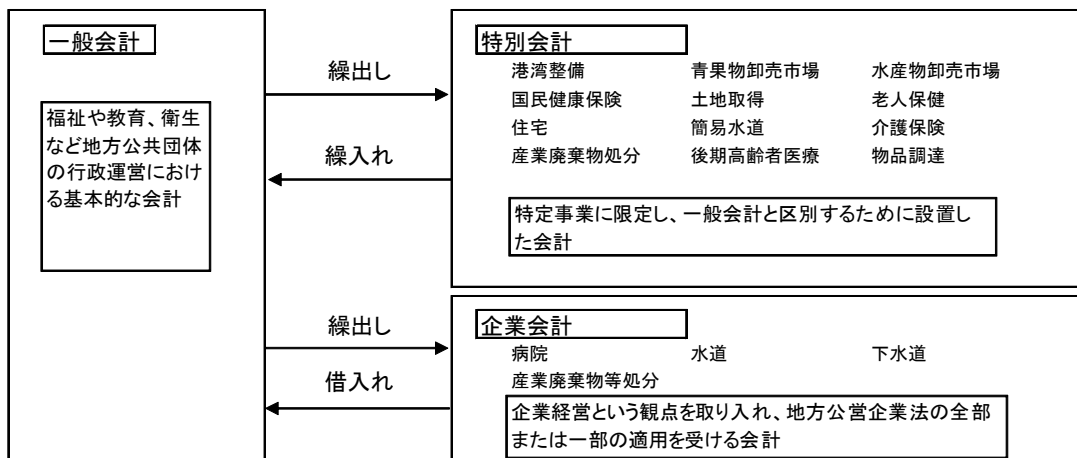
特別会計は、高齢者医療制度の改正などの影響により、大幅な減額となっています。



以下、**2. 決算収支** **3. 基金等** **4. 歳入** **5. 歳出** は一般会計、**6. 主な財政指標** は普通会計の内容でお知らせします。

会計区分

小樽市では12の「特別会計」と4の「企業会計」を設置しています。「一般会計」から「特別会計」「企業会計」へ法令等で定められた基準やそれぞれの会計の収支不足分を繰出金として支出していますので、「一般会計」をみると市の財政状況を知ることができます。



上記の会計区分の他に「普通会計」という区分があります。「普通会計」とは地方公共団体全体の財政状況を明らかにし、団体間の財政状況を比較するため、決算統計上便宜的に国が定義した会計の区分です。本市では、「一般会計」と「特別会計」の土地取得、住宅、産業廃棄物処分を合わせ、それらの会計間の繰出し・繰入れや貸付け・借入れなどを調整したものが「普通会計」となります。

2. 決算収支（一般会計）

「実質単年度収支」は、11年度と18年度、20年度を除き赤字となっています。

この「実質単年度収支」は全国の自治体の財政状況を比較するために使われる財政指標の一つで、前年度繰越金、財政調整基金への積み立て・取り崩し、地方債の繰上償還などが考慮されますが、減債基金への積み立て・取崩しや他会計借入などは考慮されません。

■一般会計の決算状況

単位：百万円

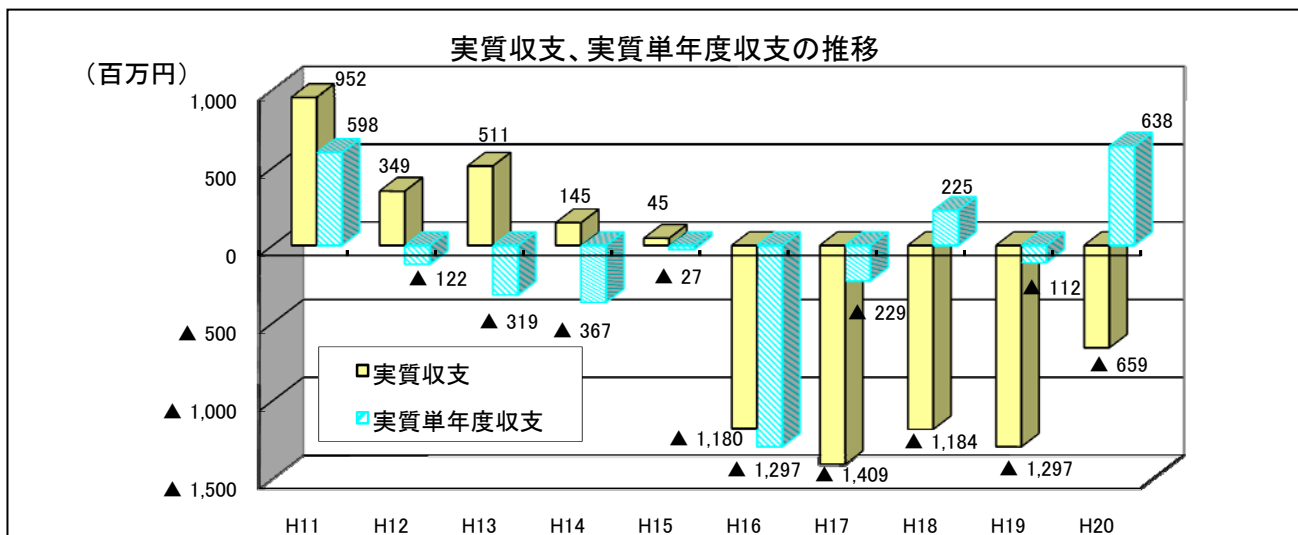
	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
実質収支	952	349	511	145	45	▲ 1,180	▲ 1,409	▲ 1,184	▲ 1,297	▲ 659
単年度収支	591	▲ 603	162	▲ 367	▲ 100	▲ 1,224	▲ 229	225	▲ 113	637
実質単年度収支 (ア)	598	▲ 122	▲ 319	▲ 367	▲ 27	▲ 1,297	▲ 229	225	▲ 112	638
財源対策 (減債基金取崩、他会計借入など) (イ)	▲ 5	▲ 6	1,671	1,614	800	516	400	430	665	850
財源対策を考慮した 実質的単年度収支 (ア)-(イ)	603	▲ 116	▲ 1,990	▲ 1,981	▲ 827	▲ 1,813	▲ 629	▲ 205	▲ 777	▲ 212

20年度の収支状況

20年度の実質収支は6億5,900万円の赤字となりました。20年度の歳出の中には、19年度の赤字12億9,700万円を補てんした前年度繰上充用金が含まれています。この前年度繰上充用金を控除し、繰上償還額を考慮した実質単年度収支は6億3,800万円の黒字になります。

しかし、当初の財源不足を補うため、下水道事業会計等からの借入れなど8億5,000万円の財源対策を行っているため、これを考慮した実質的単年度収支は2億1,200万円の赤字になります。

(※20年度の財源対策の内容は、P3(3)「他会計などからの借入」を参照)



実質収支：歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額

単年度収支：当該年度の実質収支から前年度の実質収支（前年度繰越金）を差し引いた額

実質単年度収支：単年度収支に財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額を加え、財政調整基金の取崩額を差し引いた額

財政調整基金：年度間の財源の不均衡を調整するための積立金

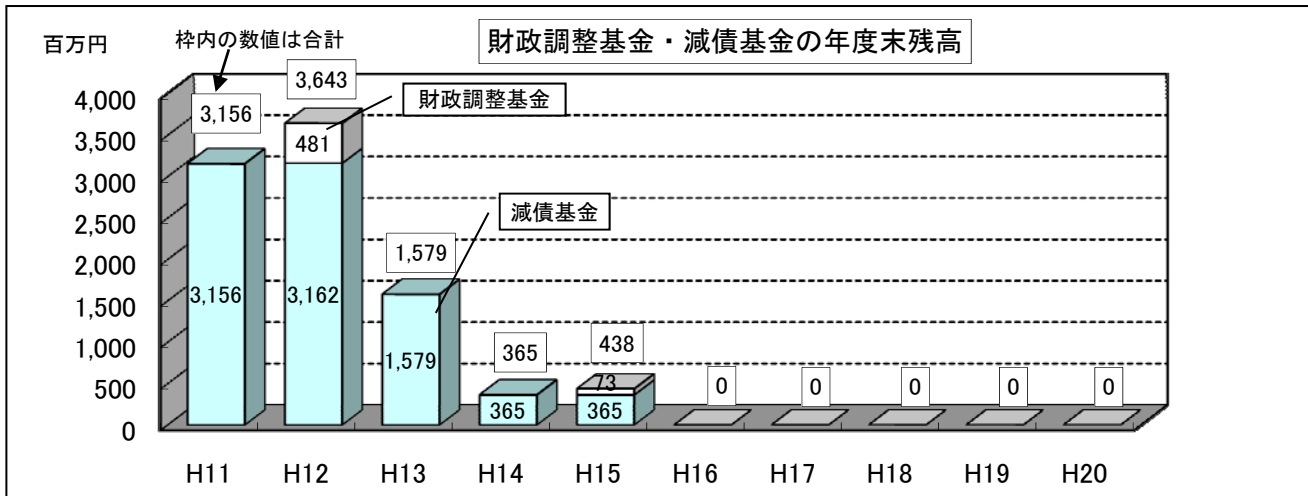
減債基金：市債（借入金）の償還にあてるための積立金

繰上充用：歳入が歳出に不足するときに、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てること

3. 基金等（一般会計）

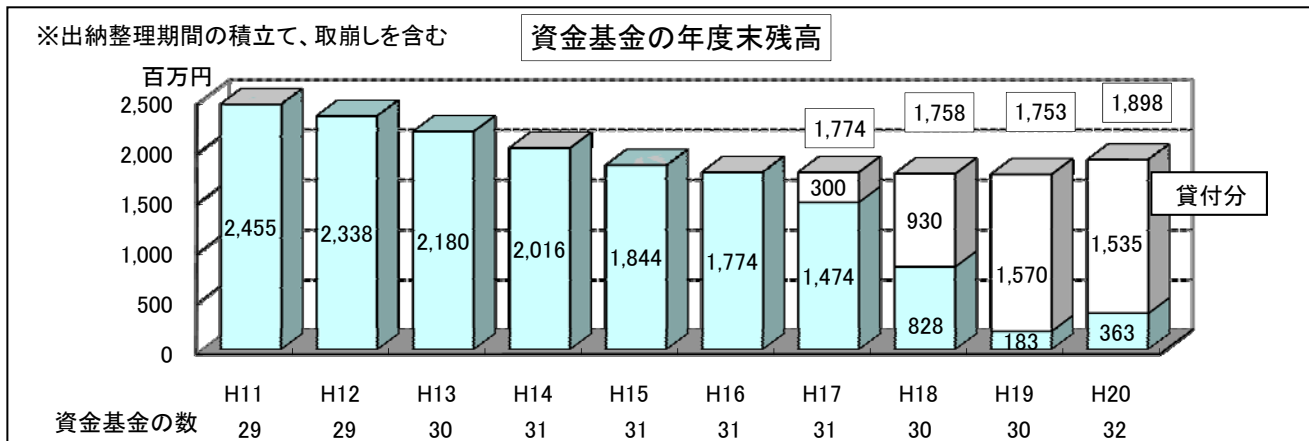
(1) 財政調整基金・減債基金

財政調整基金と減債基金は、財源調整や市債（借入金）の償還に充てるための積立金です。16年度以降は両基金を全額取り崩しているため、ゼロとなっています。



(2) 特定目的資金基金

特定の目的のための資金基金の残高は、11年度以降減少していましたが、20年度は「小樽ファンが支えるふるさとまちづくり資金基金」、「地域活性化・生活対策臨時資金基金」を創設したことなどにより増加しました。



(3) 他会計などからの借入

13年度以降、財政調整基金・減債基金の残高が大きく減となったため、14年度以降、不足する財源について他会計や基金から借入れを行っています。

■財源調整のための借入(企業会計及び基金からの借入)

単位: 百万円

借入先	14年度		15年度		16年度		17年度		18年度		19年度		20年度		20年度末借入残高
	借入	償還	借入	償還	借入	償還	借入	償還	借入	償還	借入	償還	借入	償還	
水道事業会計			600		150	200	250	250	100	350	100	200	290	190	300
下水道事業会計													710		710
産業廃棄物等処分事業会計			200		100		100		50		70		70		590
土地開発基金	400				100								10		510
市営住宅敷金基金											55		5		50
特定目的資金基金							300		630		640		35		1,535
計	400		800		350	200	650	250	780	350	865	200	1,080	230	3,695

財政調整基金：年度間の財源の不均衡を調整するための積立金

減債基金：市債（借入金）の償還に充てるための積立金

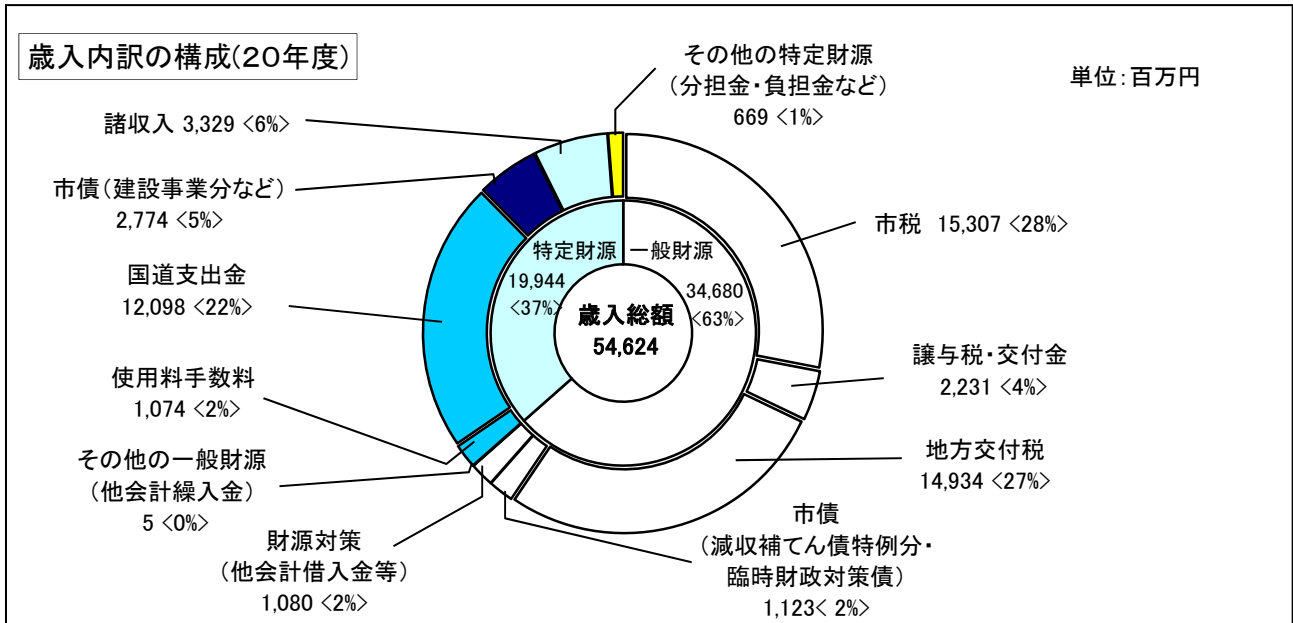
特定目的資金基金：特定の目的のために積み立てられた積立金

土地開発基金：公用若しくは公用に供する土地等を先行取得するための積立金

4. 歳入（一般会計）

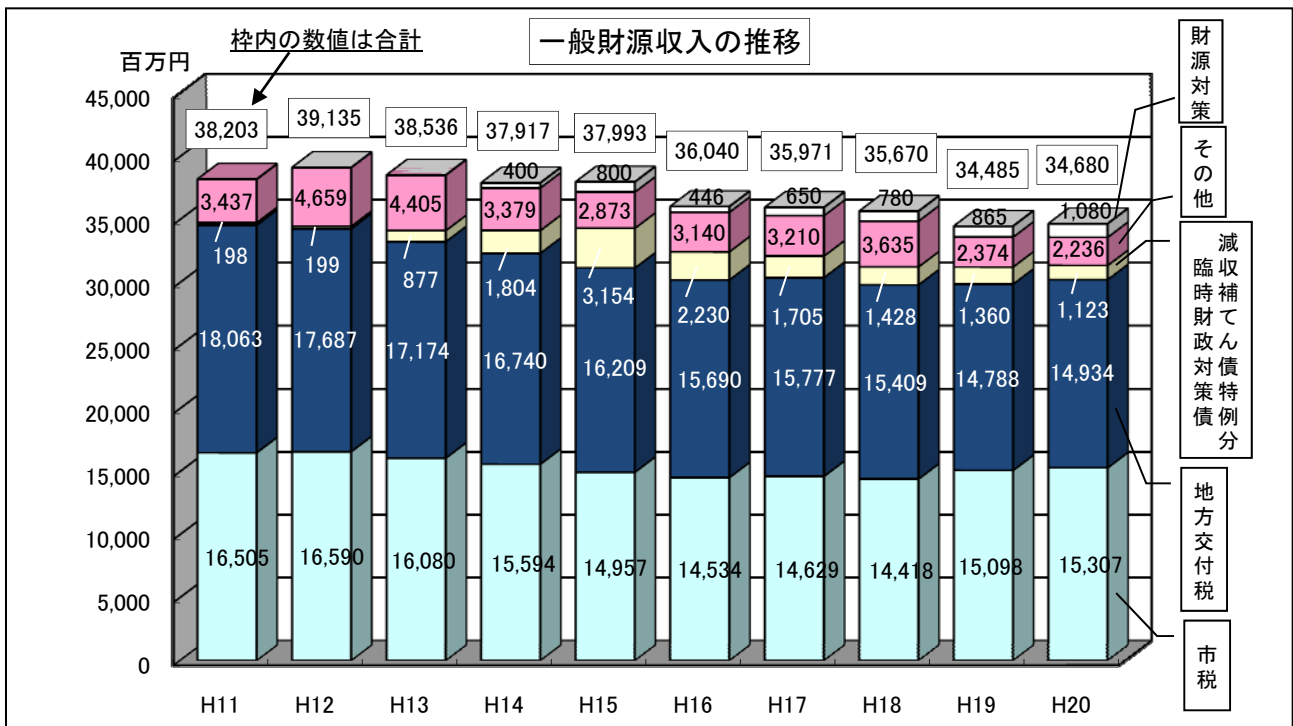
(1) 歳入の内訳

20年度の歳入をみると、市税が153億700万円で歳入全体の28%を占めています。次いで、地方交付税が149億3,400万円、27%となっています。



(2) 一般財源

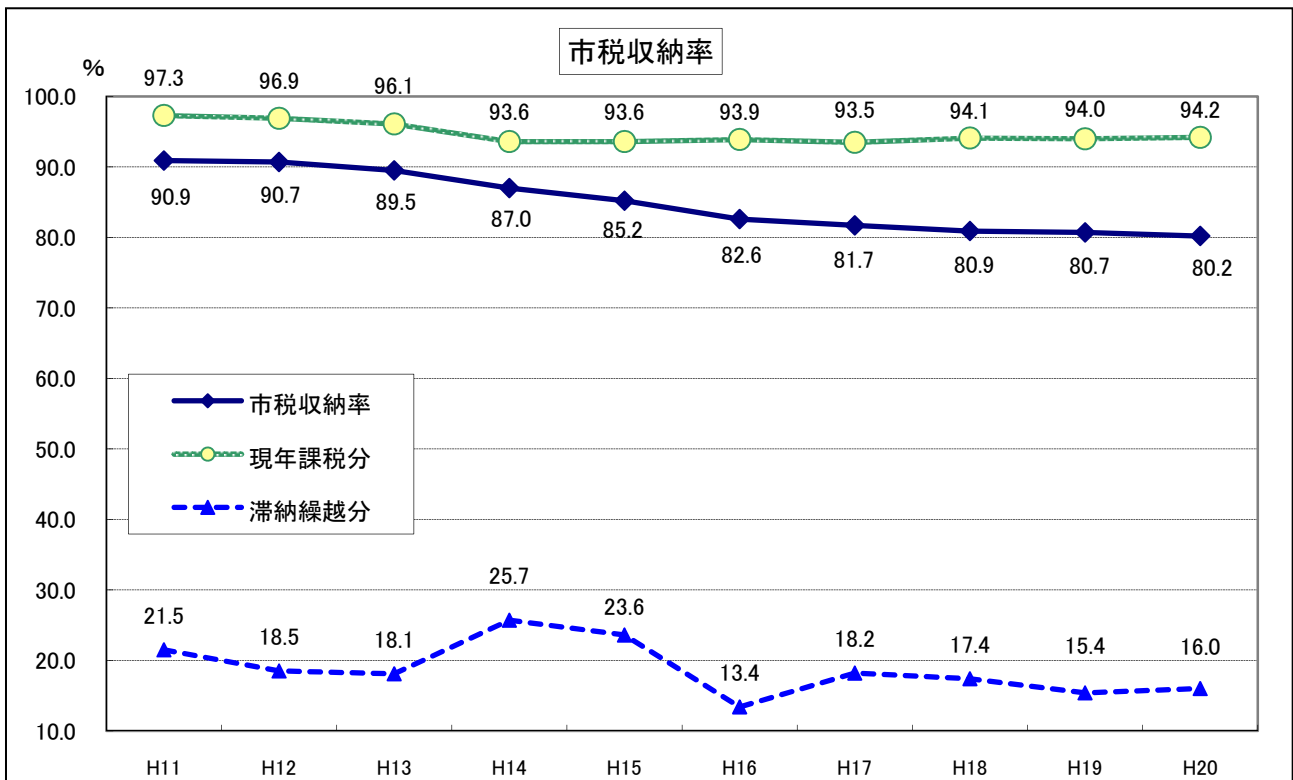
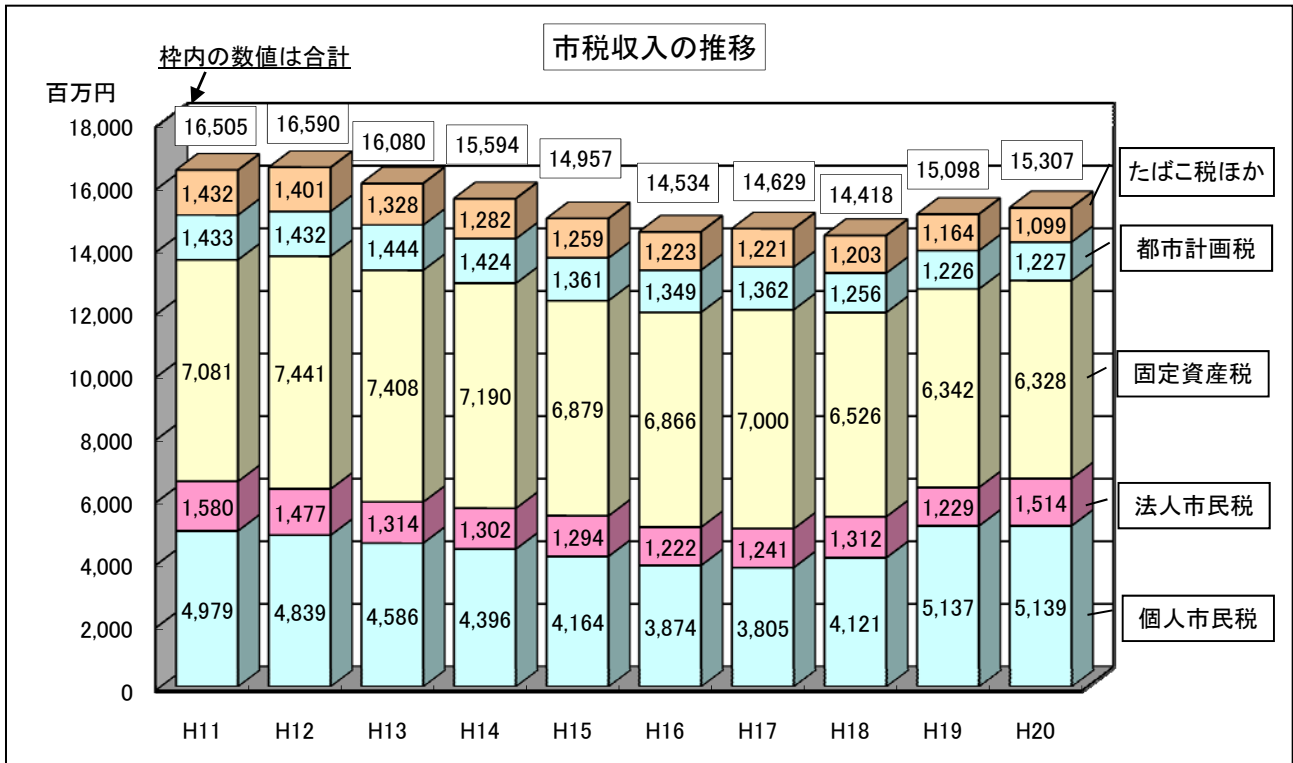
一般財源収入は、12年度以降減少傾向にありましたが、20年度は市税や地方交付税が増加したこと、また、財源対策などにより19年度に比べ1億9,500万円増となりました。



- 一般財源**：市税、地方交付税など、用途が特定されていない収入。様々な行政ニーズに適切に対応するためには、一般財源の確保が重要となる。
- 地方交付税**：地方公共団体の税源の不均衡を調整し、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するための地方共有の固有財源。
- 国道支出金**：国、道が用途を特定して地方公共団体に交付する資金。

(3) 市 税

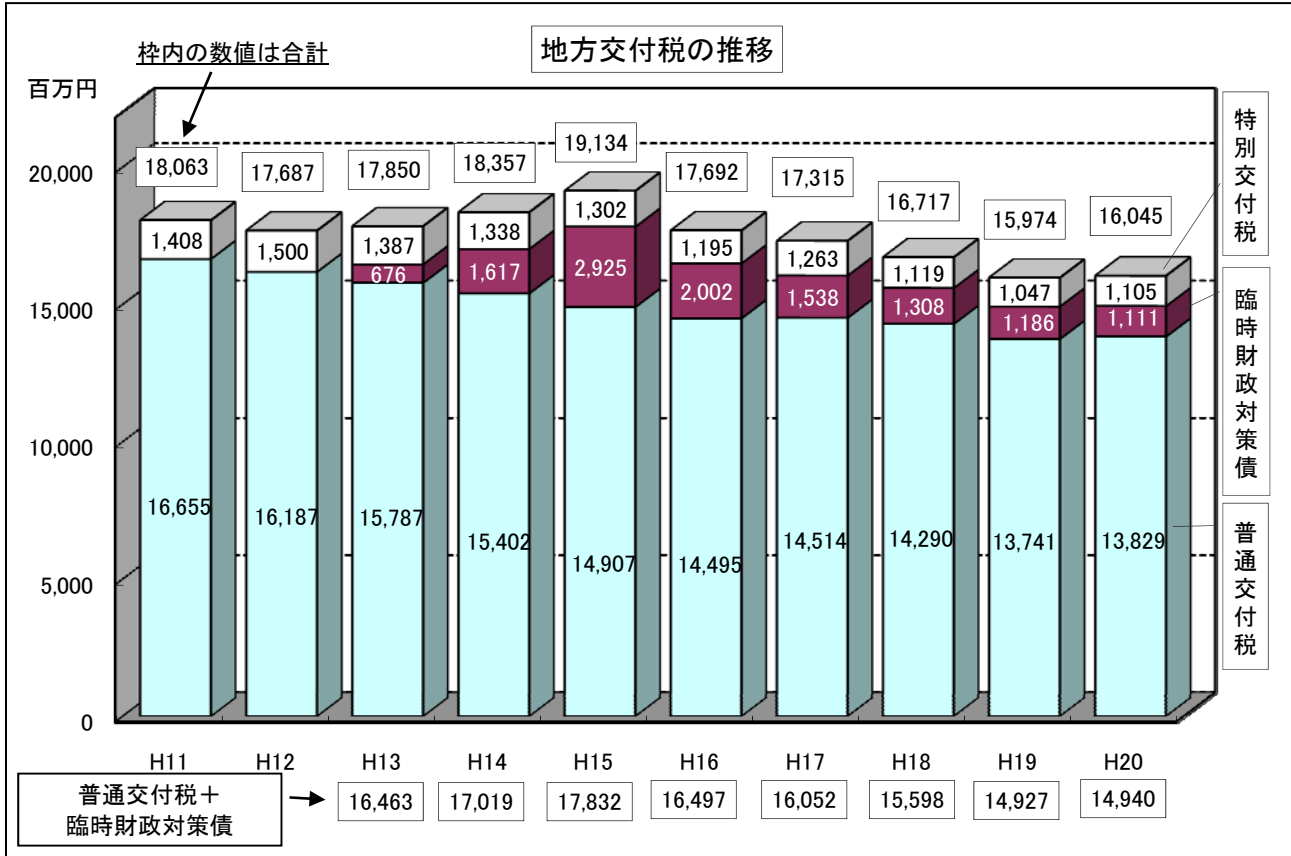
20年度の市税収入は、前年度と比較して2億900万円の増となっています。主な要因としては、郵政民営化に伴い19年度途中に設立された企業からの税収により、法人市民税が増額となったことがあげられます。このほか、個人市民税と都市計画税はほぼ同額、固定資産税やたばこ税などの税目は減となりました。



市税の収納率は、12年度以降低下しています。

(4) 地方交付税

13年度から普通交付税の一部が特別な市債(臨時財政対策債)に振り替えられました。この臨時財政対策債を含めて考えると、15年度までは増加傾向にありましたが、16年度から「三位一体の改革」による地方交付税の削減の影響で、年々減少してきました。20年度は新たな算定費目として「地方再生対策費」が創設されたことなどにより、19年度と比較して7,100万円の増額となりました。



国は、21年度において、地方公共団体が雇用創出等を図るとともに「生活者の暮らしの安心」や「地方の底力の発揮」に向けた事業を実施できるよう、既定の加算とは別枠で地方交付税を1兆円増額するほか、安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額の確保を図るとしてありますが、同時に歳出全般にわたり見直しを行うことにより地方の歳出総額の計画的な抑制を図ることとしており、地方財政は依然として厳しいものになることが予想されます。本市のように地方交付税に依存している自治体は大きな影響を受けることとなります。

地方交付税：地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう国税の一部が地方公共団体に交付されるもの。使い道が限られている「国庫支出金」などと違い、地方自治体が自由に使えるお金（一般財源）で、市税と合わせて一般会計歳入の約半分を占める貴重な財源。

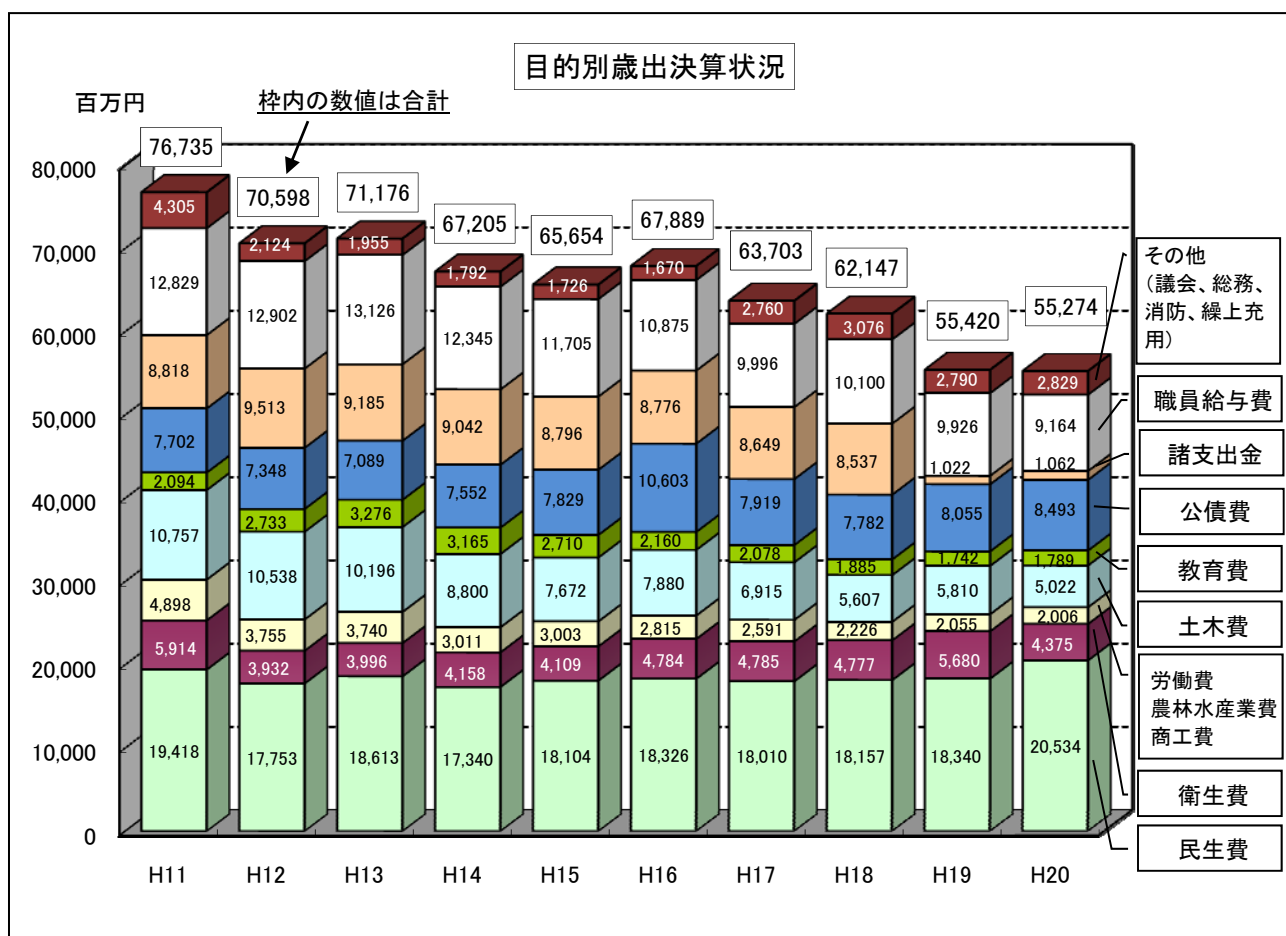
臨時財政対策債：地方に交付する地方交付税の財源が不足しているため、国が本来交付すべき地方交付税の一部について地方自治体に借入を認める地方債（この地方債の返済のための元利償還額は、その後の年度に地方交付税算出の計算に算入される）。

5. 歳 出（一般会計）

（1）目的別決算状況

使われる目的別に歳出をみると、20年度では民生費が一番多く、次いで職員給与費、公債費の順となっています。前年度と比較して民生費が21億9,400万円増加していますが、これは後期高齢者医療制度への移行に伴う広域連合への負担金の発生や生活保護費の増などによるものです。衛生費では、後期高齢者医療制度への移行による老人保健事業特別会計への繰出金が減となったことなどにより13億500万円減少しています。

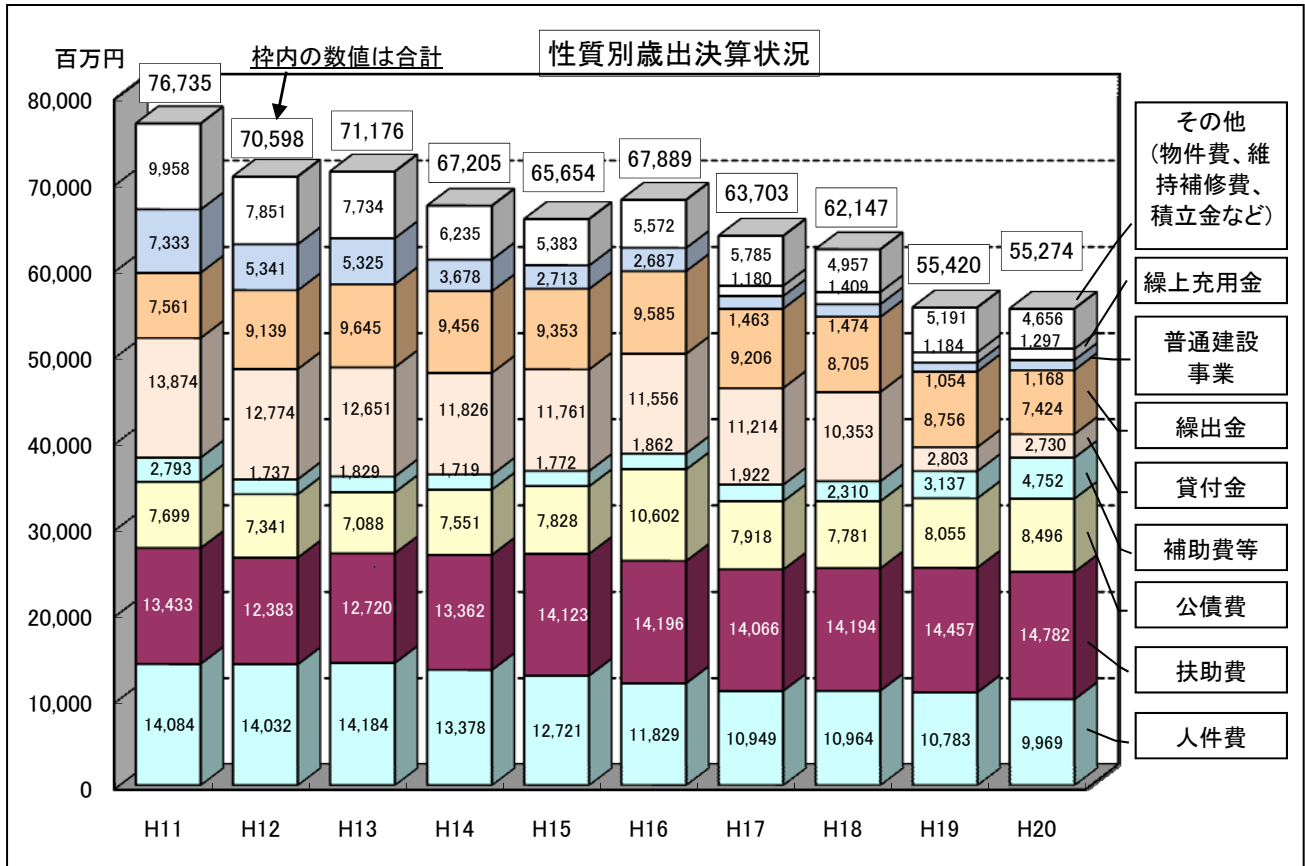
なお、19年度に諸支出金が75億1,500万円減少していますが、病院事業会計や国民健康保険事業特別会計などに対する一般会計からの貸付金の会計処理を見直したことなどによるものです。



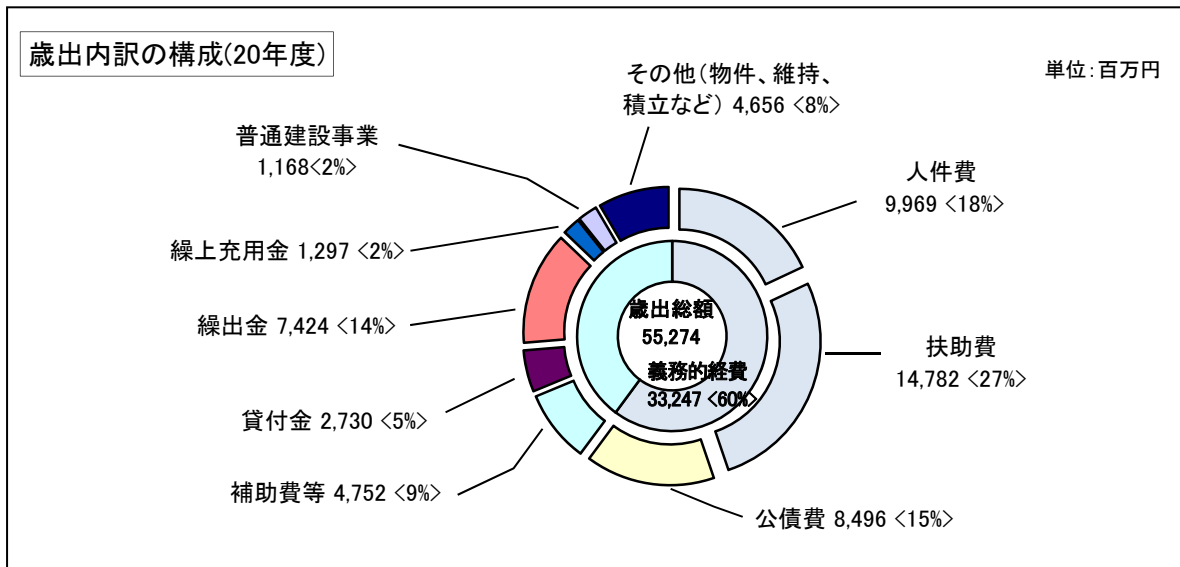
民生費：児童、高齢者、心身障害者などの福祉施設の整備や運営費、生活保護など
 衛生費：保健所やごみ処理など健康で衛生的な生活環境を保持するために使われる経費
 労働費：失業や就業対策のために使われる経費
 農林水産業費：農業、林業、水産業の振興のために使われる経費
 商工費：商業や観光事業などの振興のために使われる経費
 土木費：道路、河川、住宅、公園など各種の公共施設の整備や維持管理などに使われる経費
 教育費：小・中学校、社会教育など教育関係に使われる経費
 公債費：借入金の元金・利子の支払いに使われる経費
 諸支出金：特別会計などへの借入金償還金など

(2) 性質別決算状況

歳出を経費の性質に着目してみると、「人件費」「繰出金」は減少傾向にあり、「扶助費」「補助費等」は増加傾向にあります。



性質別経費のうち、「人件費」「扶助費」「公債費」の3つの経費は、いわゆる「義務的経費」といわれ、固定的な性格の強い経費です。20年度では歳出全体の60%を占めており、本市財政の硬直化の一因となっています。

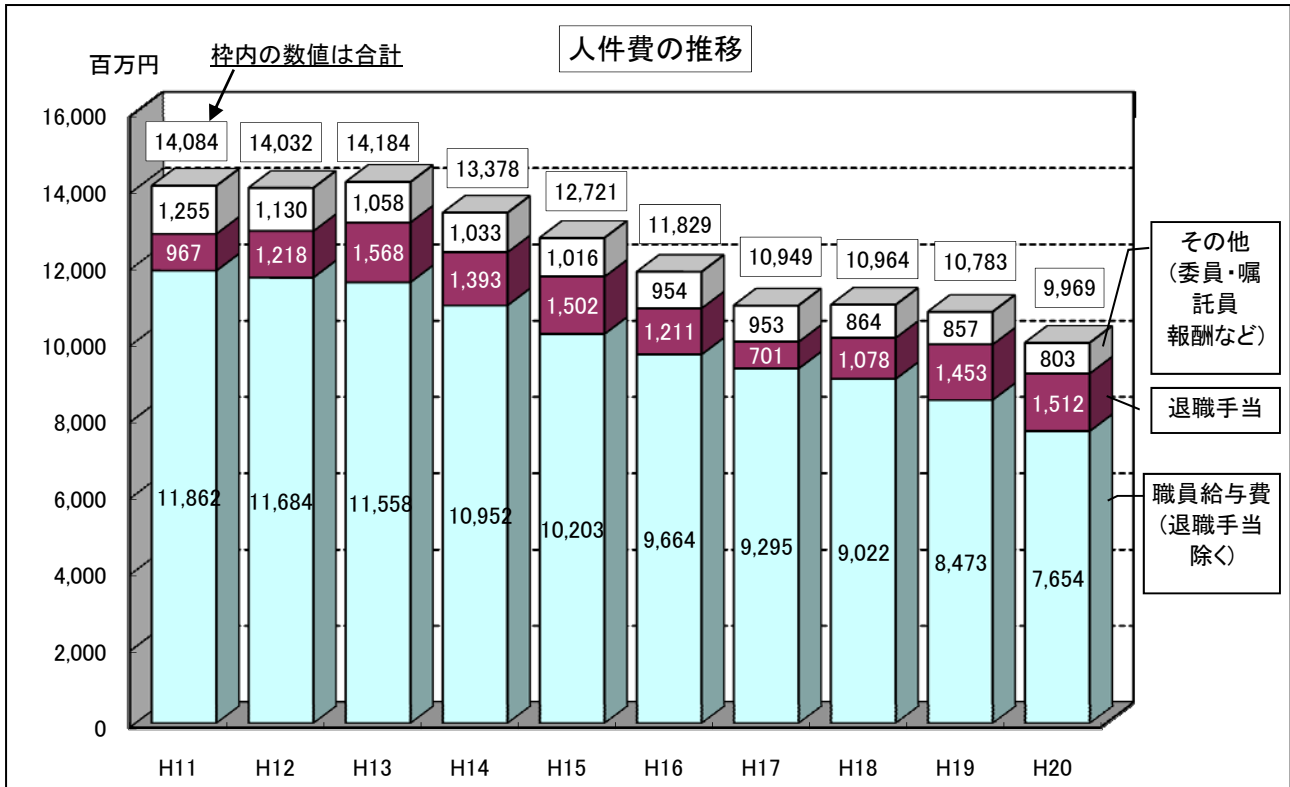


扶助費：生活保護費や医療助成費など個人に給付される経費、保育所などの運営に充てられる経費など
公債費：借入金の元利償還額

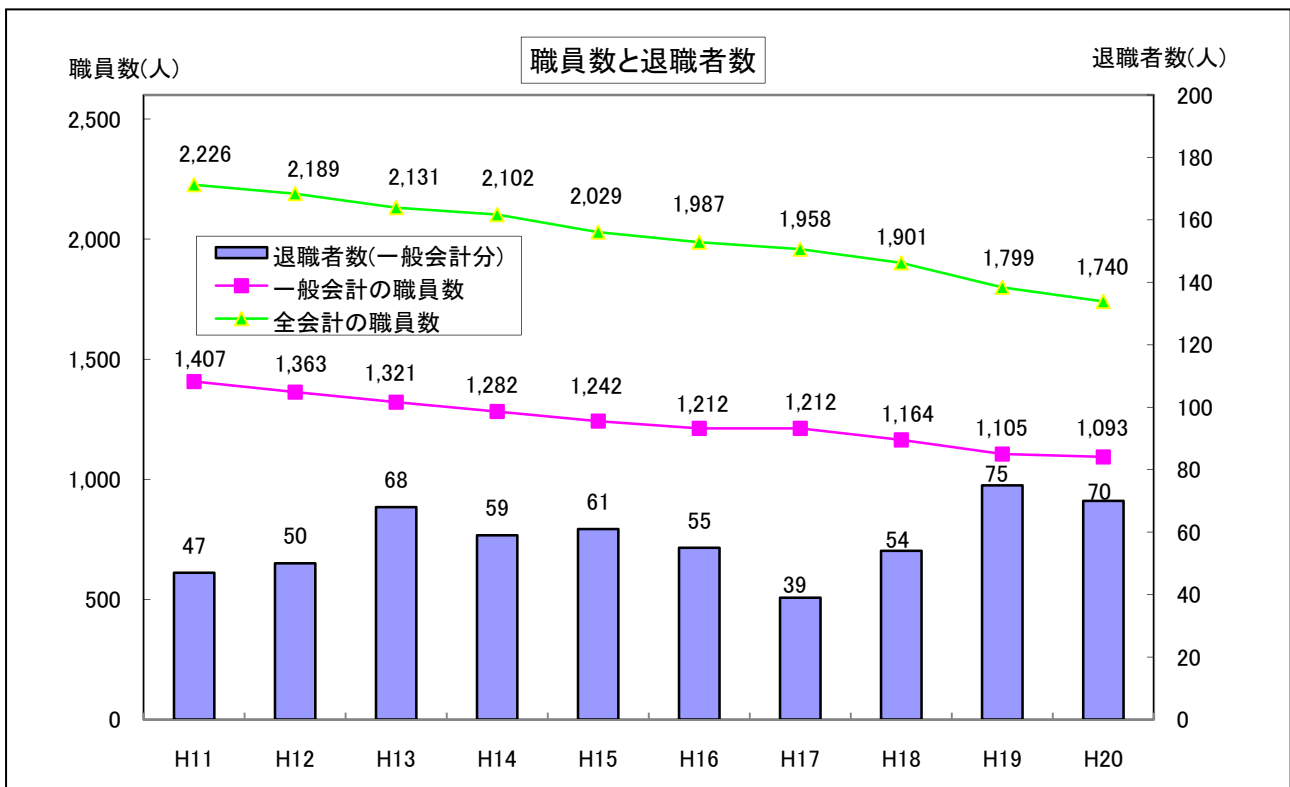
(3) 人件費

人件費は、職員給与費の減とともに減少傾向にあります。

退職手当を除く職員給与費は、給与の削減（対15年度▲10%）継続のほか、手当の削減（期末・勤勉手当0.9月分）により、前年度と比較して8億1,900万円減の76億5,400万円となりました。



職員数（各年度末）は減少しており、11年度と比較すると全会計で486人減の1,740人となっています。

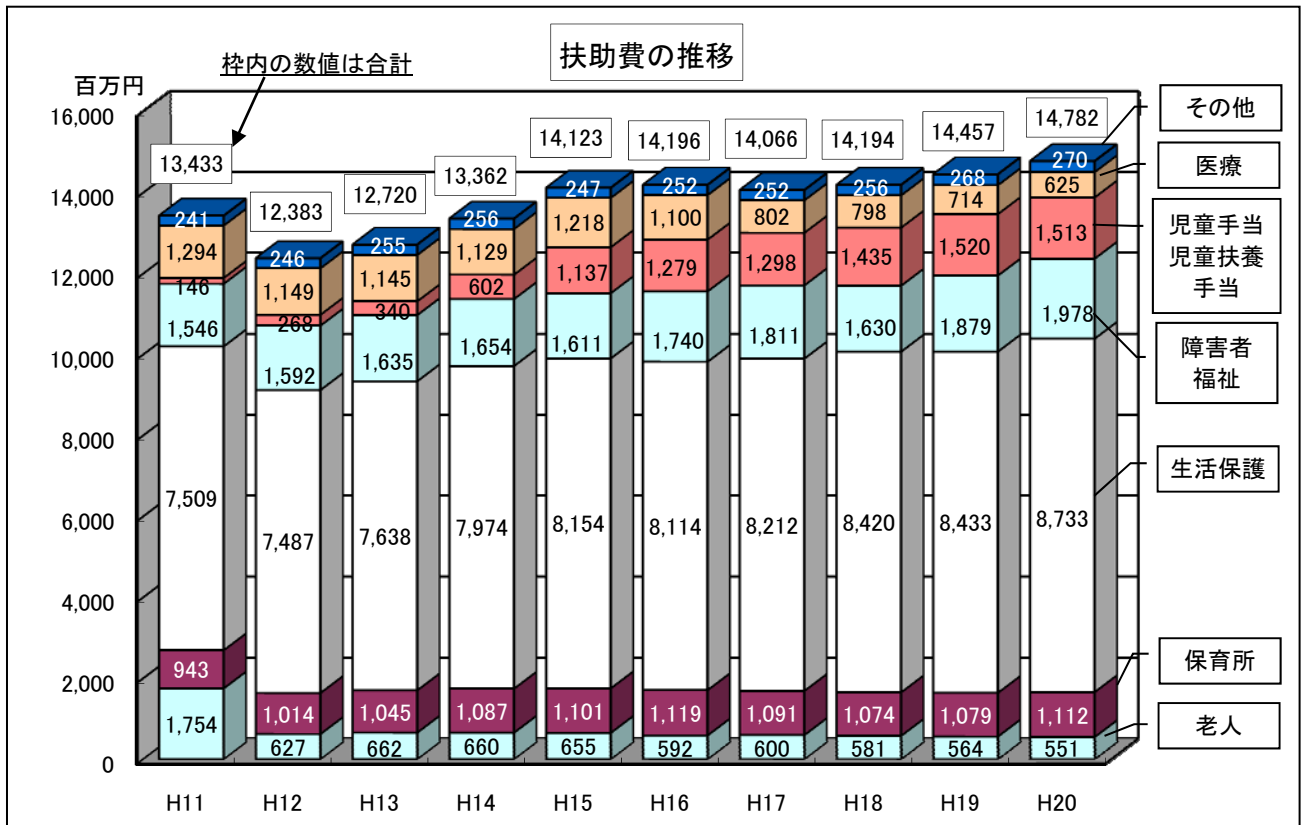


(4) 扶助費

扶助費は、全体的に増加傾向にあります。12年度に減となっていますが、これは介護保険制度がはじまり、老人扶助費のうち特別養護老人ホーム保護費などが介護保険事業特別会計に移行したためです。

20年度の扶助費は147億8,200万円で、前年度と比較して3億2,500万円、2.2%の増となりました。また、11年度と比較して、生活保護は12億2,400万円、16.3%増、障害者福祉（身体障害者・知的障害者）は4億3,200万円、27.9%増、医療は6億6,900万円、51.7%減となりました。

なお、児童手当・児童扶養手当のうち、児童扶養手当は、以前は北海道が支給していましたが、14年12月から市が支給するようになったため、14年度以降大幅に増加しています。



※「障害者福祉」は、17年度まで「身体障害者福祉」「知的障害者福祉」に分けられていましたが、障害者自立支援法の施行に伴い18年度に一本化しています。

扶助費：生活保護費や医療助成費など個人に給付される経費、保育所などの運営に充てられる経費など
グラフの区分の主な内容は次のとおり

- 老人～老人ホーム保護費、ふれあいパス事業費など
- 保育所～市立保育所、私立保育所の関係経費など
- 生活保護～生活保護費
- 障害者福祉～施設支援費、重度障害者福祉手当等経費など
- 児童手当・児童扶養手当～児童手当経費、児童扶養手当経費
- 医療～老人・重度心身障害者・乳幼児・ひとり親家庭等医療助成費
- その他～就学援助費、結核対策費など

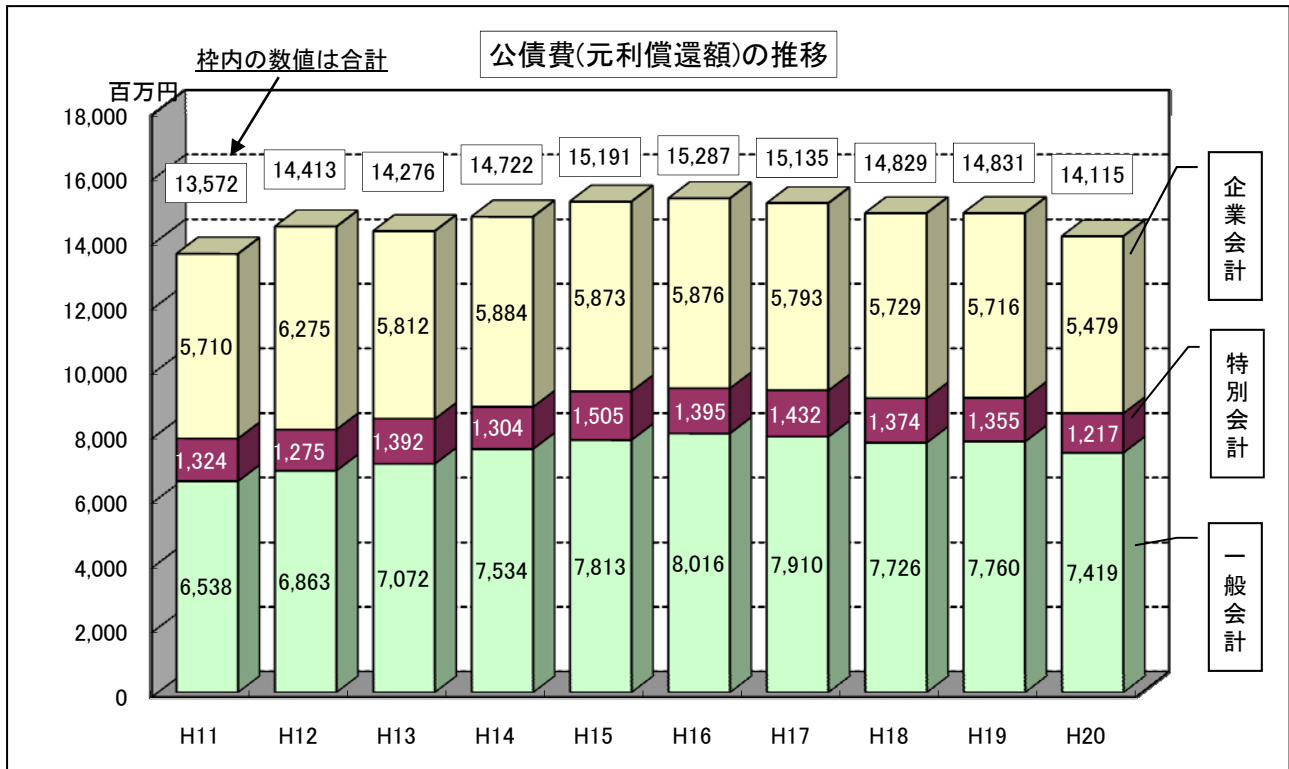
(5) 公債費（元利償還額）

※一時借入金利息及び借換分を除く

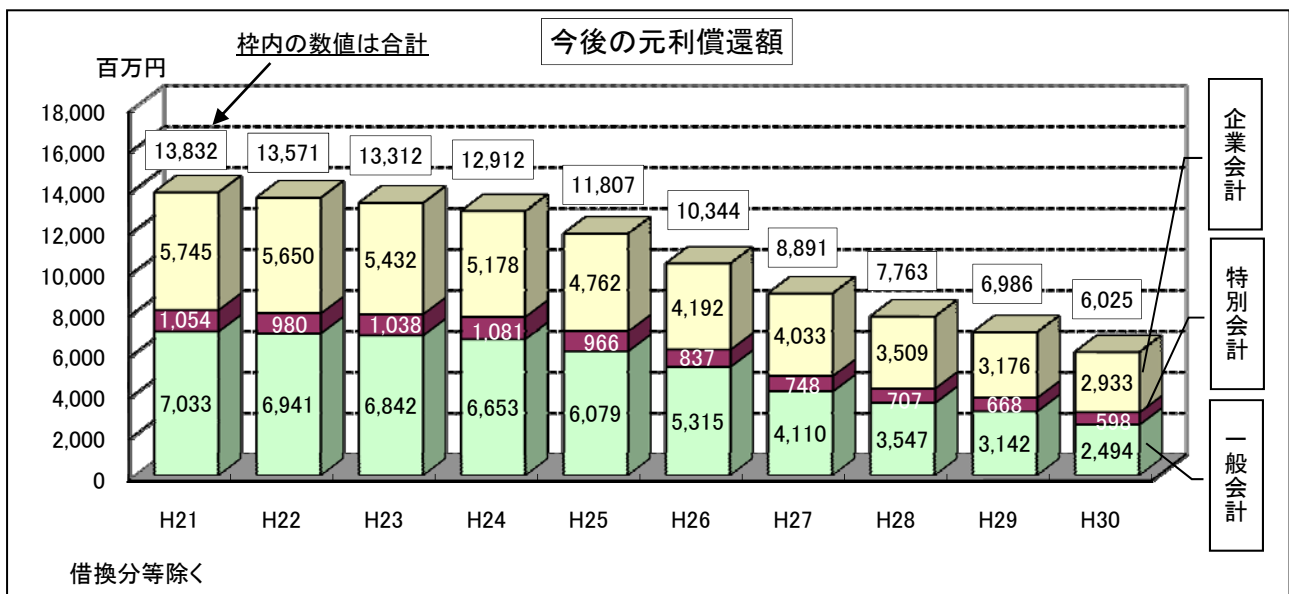
特別会計や企業会計の元利償還額は一般会計からの繰出金等に関連することから、全会計の状況をお知らせいたします。

元利償還額は、16年度をピークに減少しています。

20年度の一般会計の元利償還額は74億1,900万円で、前年度に比較して3億4,100万円、4.4%減となりました。



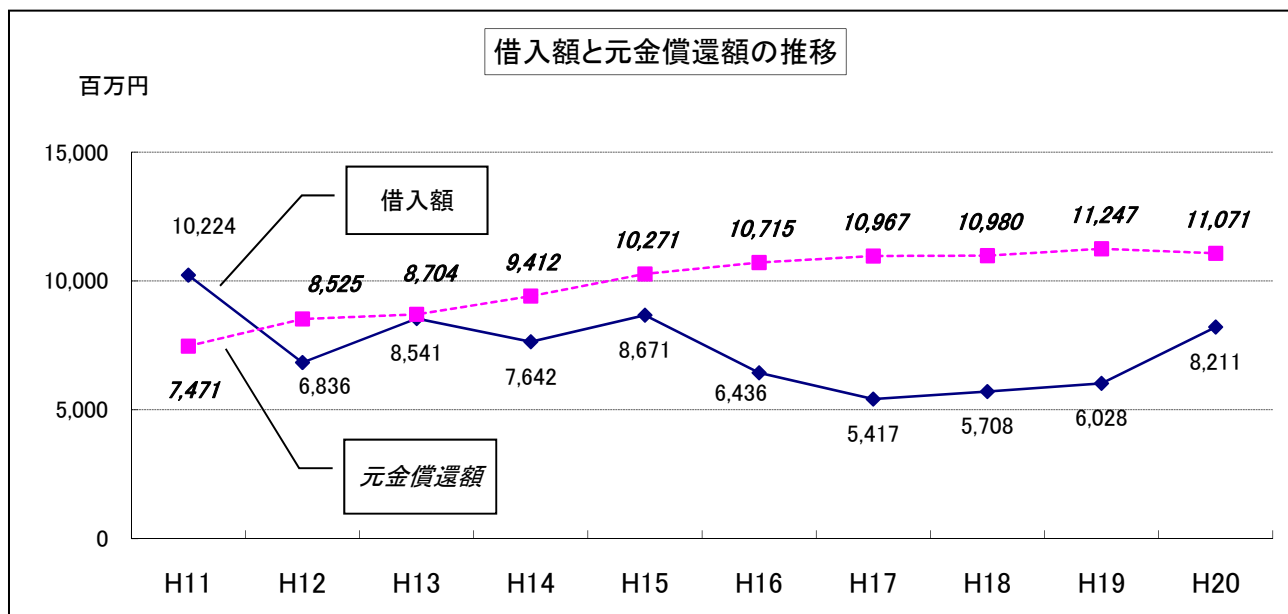
20年度までに借り入れた市債の今後の元利償還額は年々減少する見込みです。



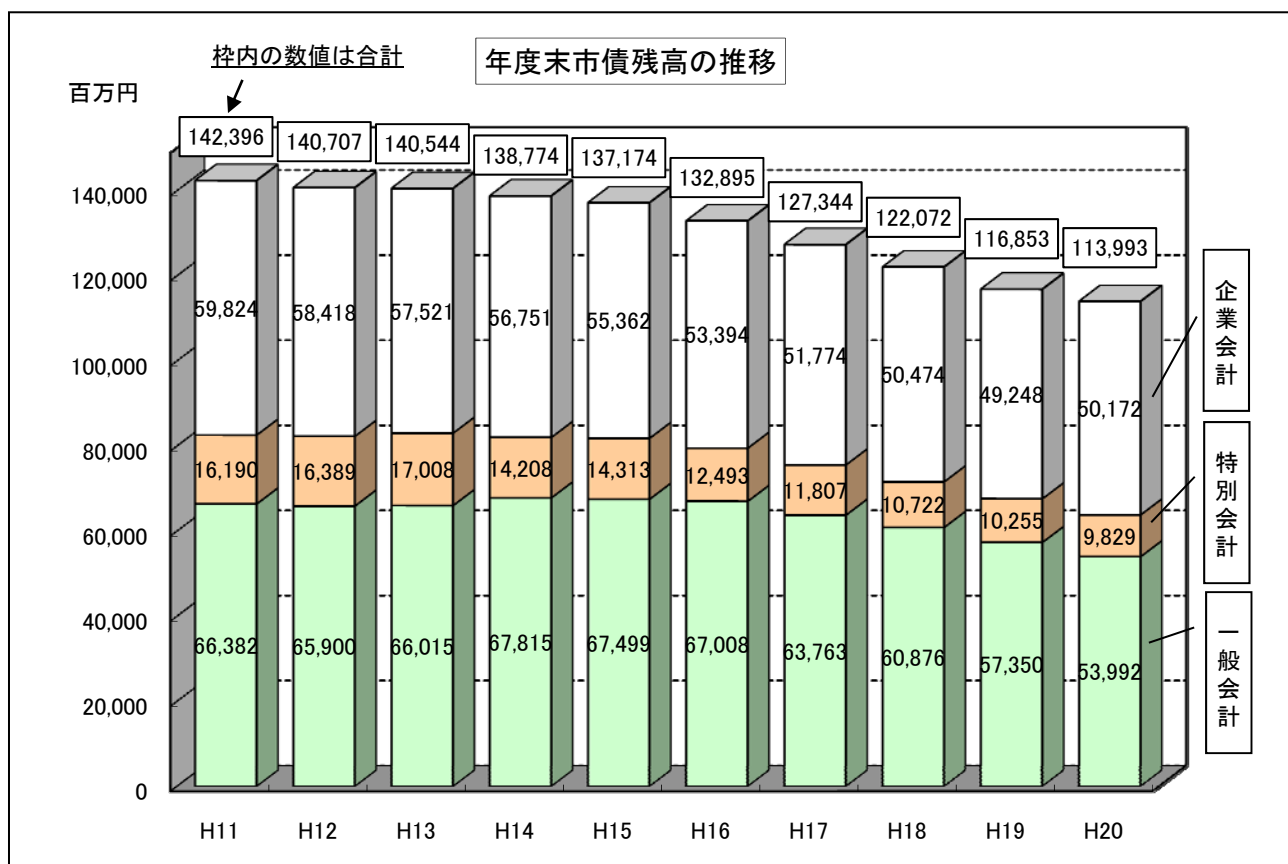
※今後の元利償還額は、今後の利率変動や借換えにより変動します。また、21年度以降新たに借り入れる市債分の元利償還額はこのグラフには含まれていません。

公債費：借入金の元利償還額

各年度の借入額と元金償還額は、11年度までは借入金が元金償還額を上回っていましたが、12年度以降は元金償還額が借入額を上回るようになりました。なお、20年度に借入額が21億8,300万円増加していますが、これは、病院事業会計において、公立病院特例債を18億8,000万円借入れたことなどによるものです。



各年度末市債残高は、11年度以降、年々減少しています。
20年度末の市債残高は、一般会計で539億9,200万円、特別会計で98億2,900万円、企業会計で501億7,200万円、総額では前年度と比較して28億6,000万円の減となりました。

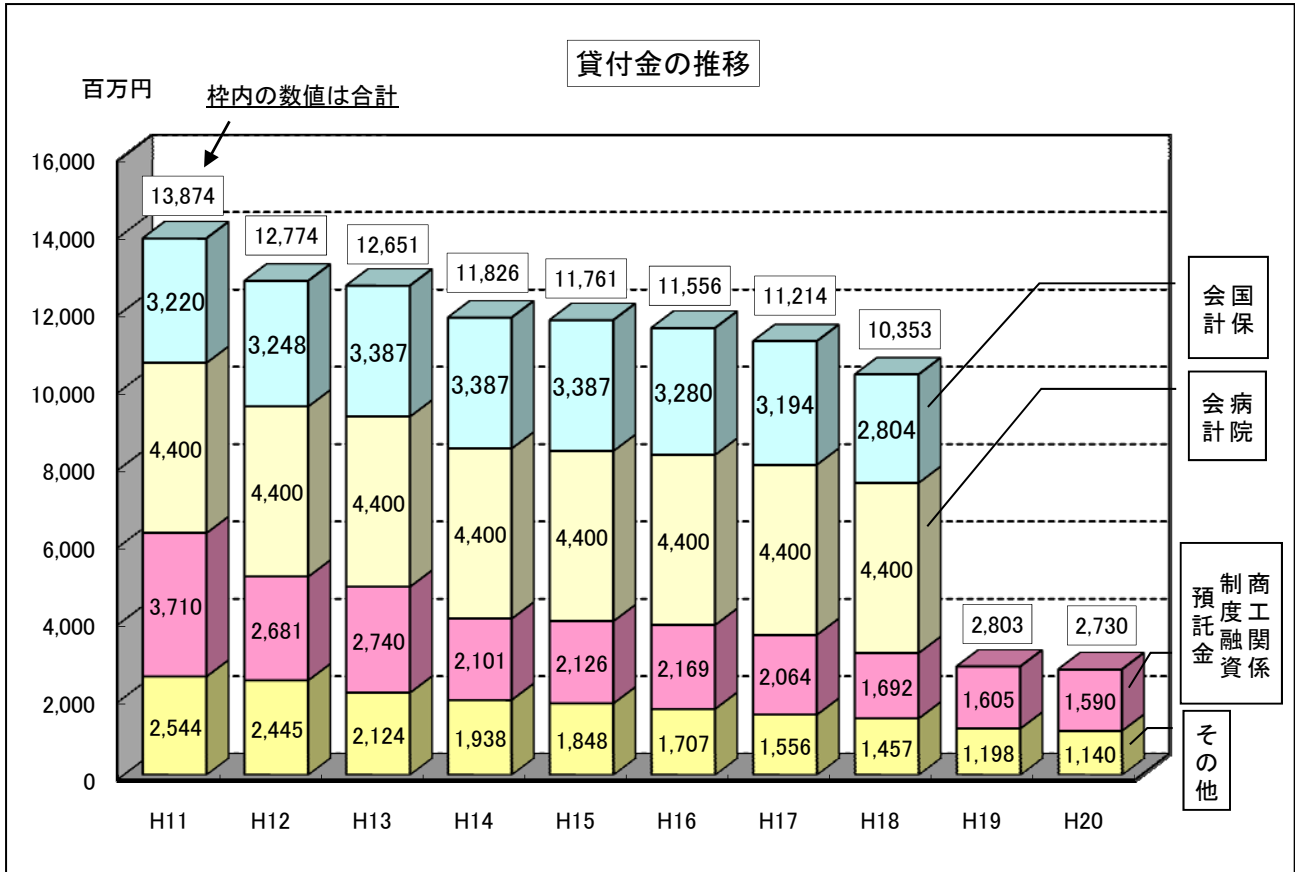


(6) 貸付金

貸付金は11年度以降、年々減少しています。

20年度の貸付金は27億3,000万円で、前年度と比較して7,300万円、2.6%減となりました。

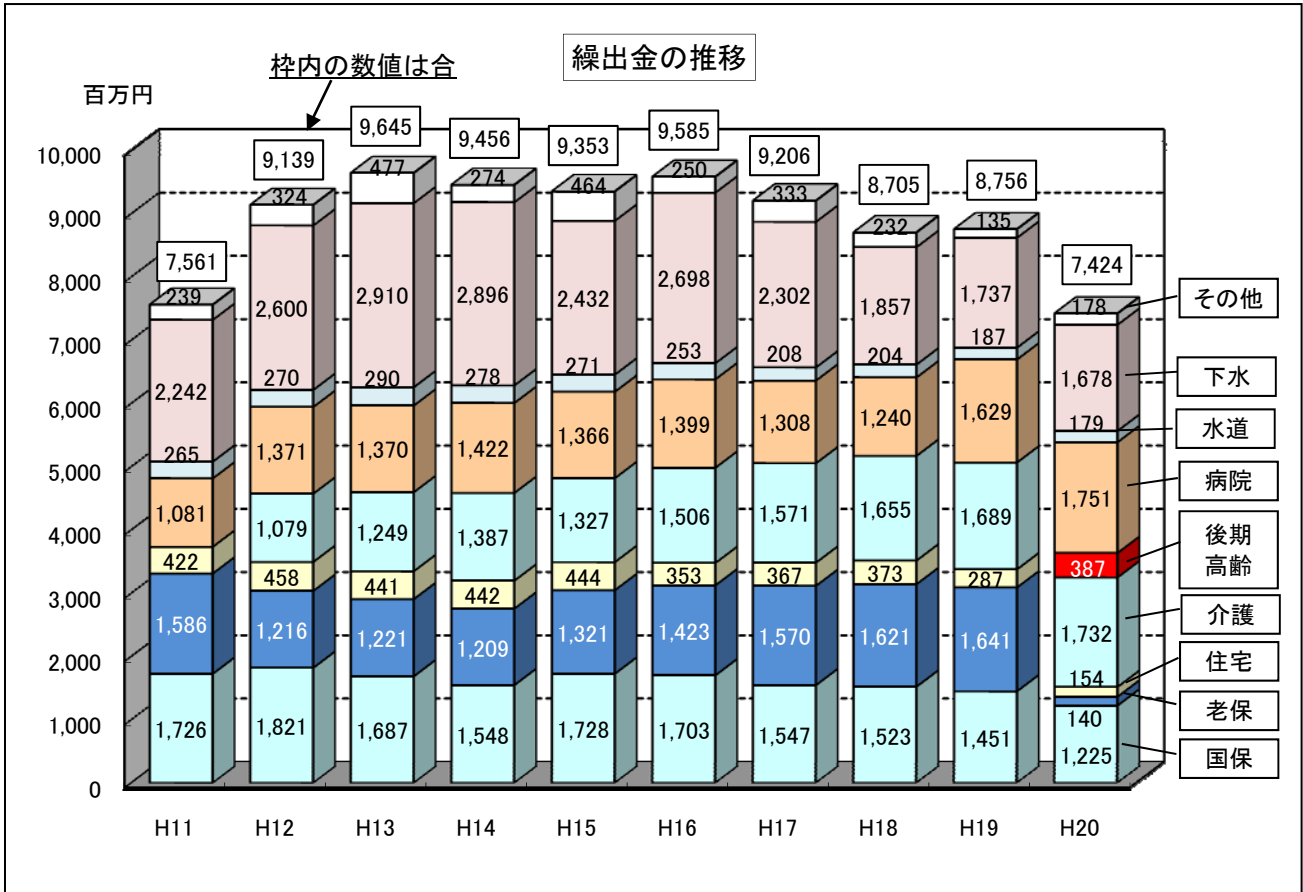
なお、19年度に大幅に減少していますが、これは、国民健康保険事業、融雪施設設置資金貸付事業の両特別会計及び病院事業会計と一般会計との間で行っていた年度間の貸付等について、18年度に見直しをしたことによるものです。



(7) 繰出金

繰出金は13年度をピークに減少傾向にあります。

20年度の繰出金は74億2,400万円で、前年度と比較すると13億3,200万円、15.2%の減となりました。これは、高齢者医療制度の改正に伴い、後期高齢者医療事業特別会計への繰出しが新たに3億8,700万円発生しましたが、老人保健事業特別会計への繰出金が15億100万円減となったことなどによるものです。

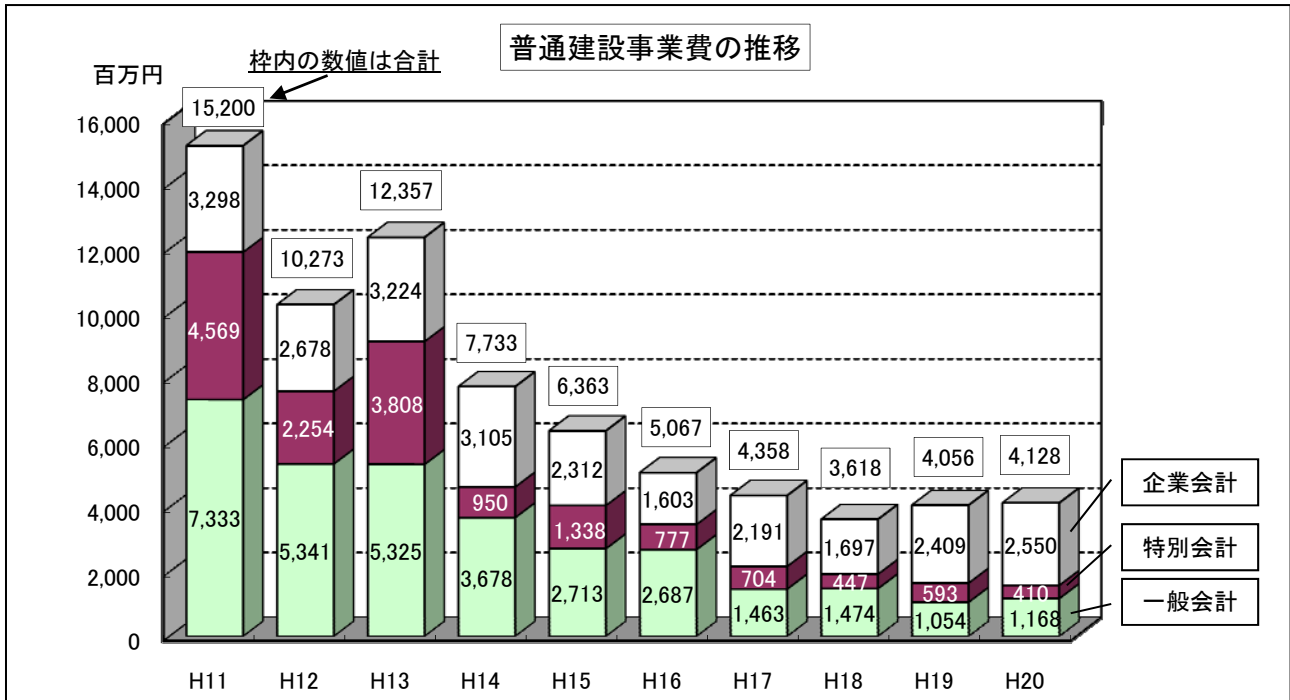


繰出金：一般会計、特別会計、企業会計の相互間において支出される経費

(8) 普通建設事業費

20年度は、前年度と比較すると一般会計では廃棄物最終処分場第2期拡張整備事業費の増などにより1億1,400万円、10.8%の増、特別会計では住宅事業特別会計における公営住宅建替事業の減などにより1億8,300万円、30.9%の減、企業会計では下水道事業に係る建設改良費の増などにより1億4,100万円、5.9%の増となりました。

全会計の20年度の普通建設事業費は、11年度と比較するとその規模は27.2%となっており、大きく減少しています。



主な建設事業の実施状況

単位:百万円

	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
廃棄物処理施設		1,913						298		9 65 240
いなぎたコミセン	739									
赤岩保育所			41	305						
道路新設改良	687	603	165	20						
交通安全施設(補助事業等)	80	173	146	253	255	212	94			
臨時市道整備	839	757	676	641	729	647	549	387	275	245
街路事業	1,238	1,312	974	438	132	66				
道道街路事業								307	132	49
港湾国直轄	483	459	641	463	373	188	45	46	31	45
港湾改修	376	244	429	241	30	23	59	85	60	20
港湾保安対策施設整備						362				
青園中学校		15	434	931	400	56				
サッカー・ラグビー場			481	132	371	267				
総合博物館整備事業								154	12	
アスベスト対策経費							353			
港湾特別会計	1,180	356	637	13	763	16	100	48	12	
住宅特別会計	1,262	666	594	534	539	761	563	388	507	127
中央通区画整理特別会計	1,822	1,159	2,576	403	28					
築港区画整理特別会計	305	6								
産廃特別会計								11	75	284
水道事業会計	861	970	1,321	1,377	1,155	942	828	835	765	753
下水道事業会計	1,977	1,617	1,801	1,618	1,035	447	900	789	1,354	1,641

普通建設事業費：道路、橋、学校、公園等公共及び公用施設の新増設等に要する経費

6. 主な財政指標

(1) 健全化判断比率及び資金不足比率

19年6月に公布され、21年4月から全面的に施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき算定した各比率については下記のとおりです。

20年度決算では、すべての健全化判断比率及び資金不足比率が早期健全化基準及び経営健全化基準を下回りました。

[健全化判断比率]

(単位:%)

指標名	H20決算	H19決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	2.09	4.06	11.74	20.00
連結実質赤字比率	3.89	16.12	16.74	※30.00
実質公債費比率	16.1	16.4	25.0	35.00
将来負担比率	135.2	149.8	350.0	

※連結実質赤字比率の財政再生基準・・・H20,21決算40%、H22決算35%、H23決算以降30%

[資金不足比率]

(単位:%)

会計名	H20決算	H19決算	経営健全化基準
港湾整備事業特別会計	—	—	20.0
青果物卸売市場事業特別会計	—	—	
水産物卸売市場事業特別会計	—	—	
簡易水道事業特別会計	—	—	
病院事業会計	15.5	41.7	
水道事業会計	—	—	
下水道事業会計	—	—	
産業廃棄物等処分事業会計	—	—	

実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字及び資金不足の合計から実質黒字及び資金余剰の合計を控除した額の標準財政規模に対する比率

実質公債費比率

一般会計等が負担する市債の元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率

早期健全化基準(イエローカード)

健全化判断比率のどれか一つでもこの基準を上回ると、財政健全化計画の策定・公表が義務づけられます。

財政再生基準(レッドカード)

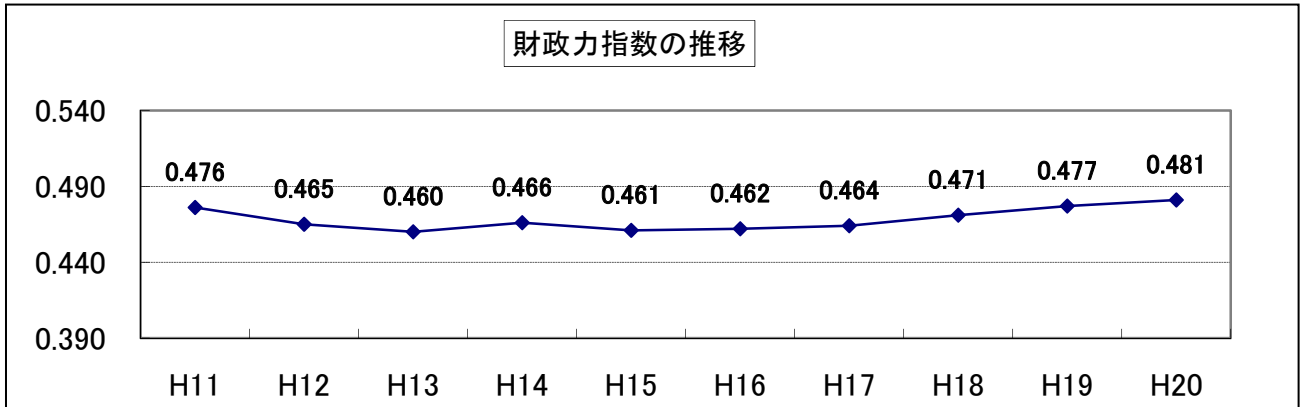
健全化判断比率のどれか一つでもこの基準を上回ると、財政再生計画の策定・公表が義務づけられます。また、この計画について、総務大臣の同意が得られていなければ、災害復旧事業債等を除き、市債の借入れができなくなります。

経営健全化基準(イエローカード)

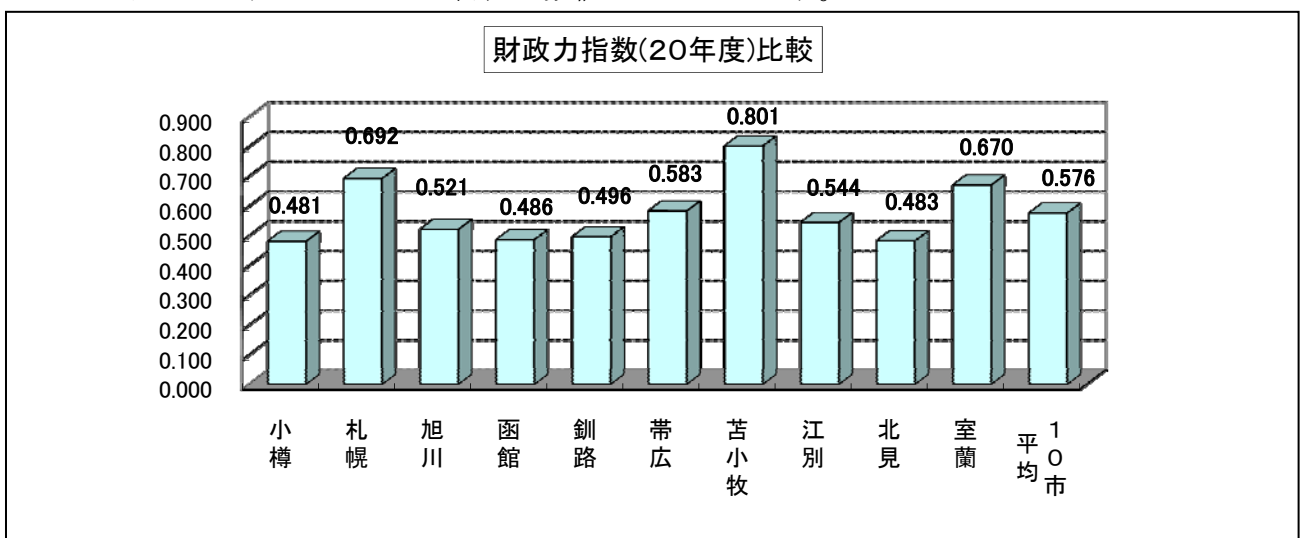
公営企業の早期健全化基準に相当するもので、この基準を上回ると、経営健全化計画の策定・公表が義務づけられます。

(2) 財政力指数

20年度の財政力指数（3か年平均）は0.481で、標準的な行政サービスを提供するために必要な経費の半分以上を国からの普通交付税に依存している状況にあります。

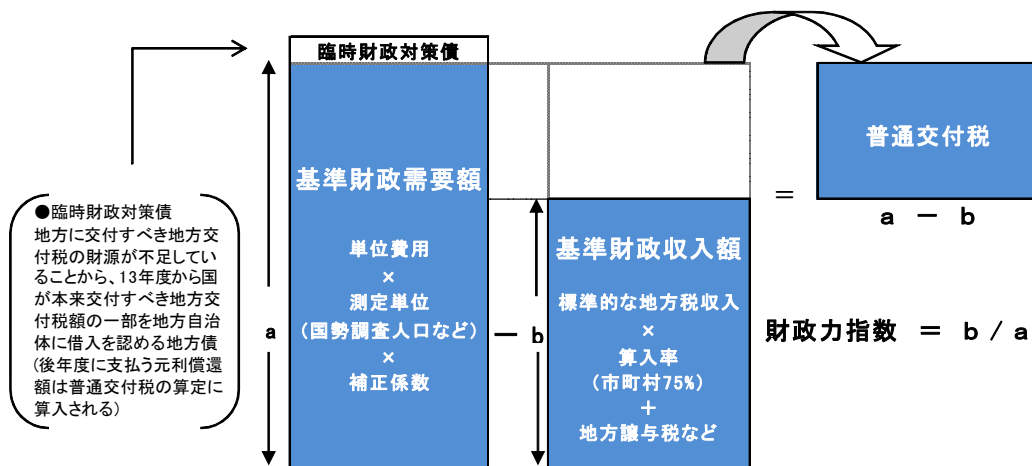


道内10市のなかでは一番低い数値となっています。



財政力指数： 地方公共団体の財政力の強弱を示す指標。基準財政収入額（標準的に収入し得る収入額）を基準財政需要額（標準的な行政サービスを提供するために必要な支出額）で除して得た数値の3か年平均値。

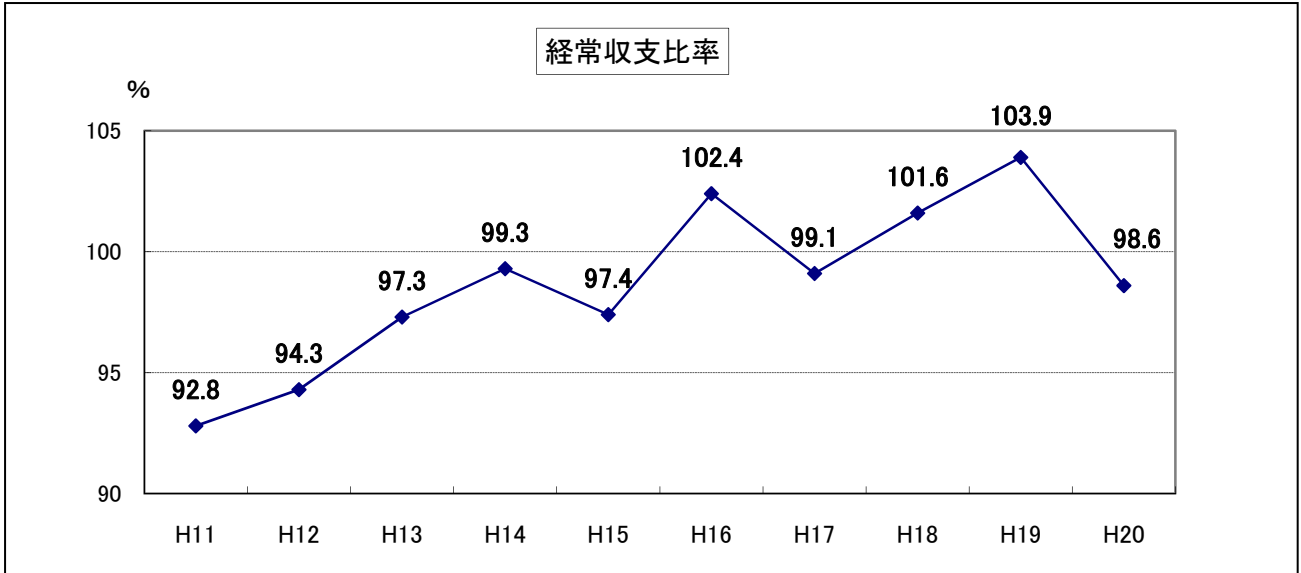
なお、基準財政収入額、基準財政需要額と普通交付税との関係は以下のとおりで、財政力指数が低いほど普通交付税に依存していることになります。



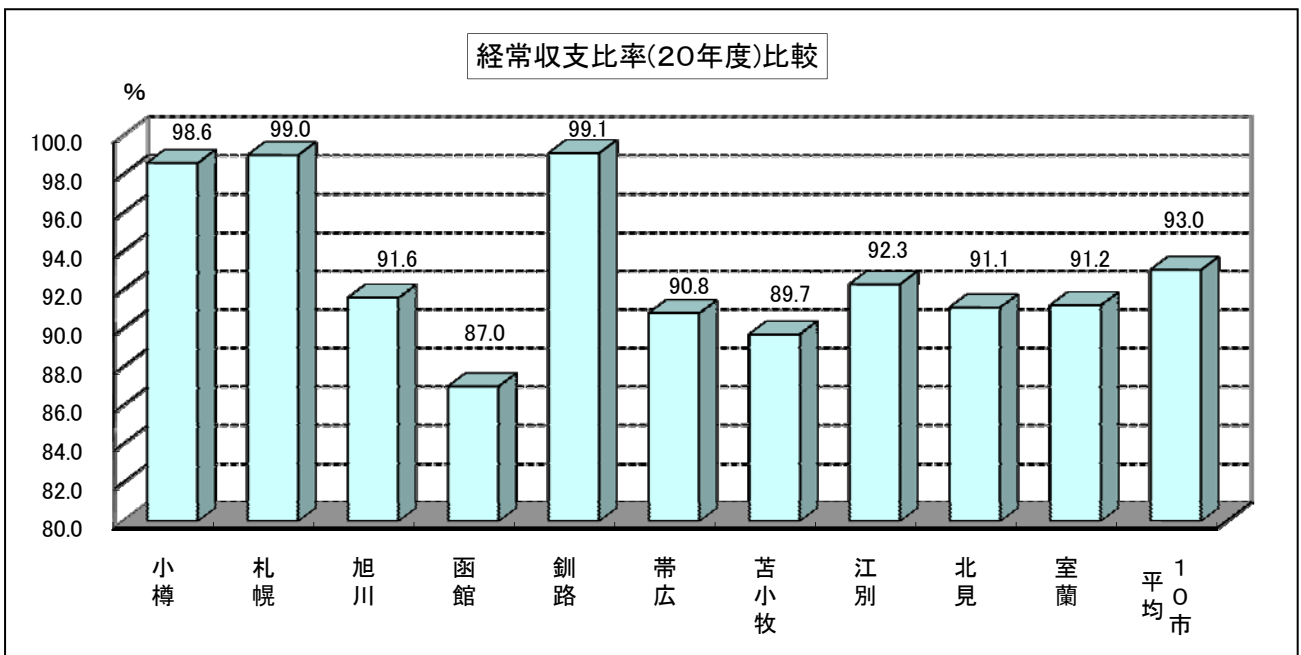
※13年度から、基準財政需要額の一部が臨時財政対策債に振り替えられています。

(3) 経常収支比率

20年度の経常収支比率は、前年度と比較して歳入では市税、普通交付税が増となり、また、歳出では人件費などの減により総額が減額となったため、5.3ポイント改善しました。しかし、本市の財政構造は、臨時的経費に使える財源が少ない非常に硬直した状況が続いています。



道内10市の中では、三番目に高い数値となっています。



経常収支比率：毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源が、地方税や普通交付税など毎年度経常的に収入される一般財源や臨時財政対策債等の合計額に占める割合。数値が高いほど財政構造が硬直化していることを示します。数値が低いほど一般財源に余裕があることを示し、基金への積立てや政策的な事業を行うための財源として利用できます。